

新型コロナウイルス感染症の早期終息に向けた対策の強化を求める意見書

昨年 12 月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルスによる感染症は、国内において感染者数は 568 名（令和 2 年 3 月 11 日厚生労働省公表）となり、愛知県内においても多くの感染者が確認されている。状況は刻々と変化し、今後も感染者数は日増しに増加するものと考えられる。また、感染経路においては、人から人への感染など市民生活に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、国は、2 月 25 日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を策定したところであり、この方針に沿い対応を推進していくことが重要である。

よって、国においては、感染の早期終息と国民の安心・安全を確保するため、引き続き地方自治体や医療機関等と十分な連携を図り、下記の事項について全力で取り組むよう強く要望するものである。

記

- 1 国内における感染拡大の防止に向けて、マスクやアルコール消毒等の必要な物資の円滑な供給体制の構築を支援、指示すること
- 2 自治体病院での患者増加、治療体制整備のための財政的支援を行うとともに、相談窓口体制や検査実施等の強化を進めること
- 3 院内での感染対策のさらなる徹底や感染制御に必要な物品の確保を優先的に図ること
- 4 感染症の早期終息に向けて、WHO など国際機関との連携協力のもとワクチン等の研究開発を促進するため、必要な予算を柔軟に配分すること
- 5 観光業、飲食業等における風評被害対策に万全の対策を講じるとともに、地域経済への影響を的確に把握し、経営に対する支援など、必要な対策を講じること
- 6 中部国際空港での対策強化を図るとともに、中部国際空港への支援策を講じること
- 7 国際的な感染動向や国内の感染症に関する情報を正確かつ迅速に収集し、国民や地方自治体へ必要な情報提供を的確かつ迅速に行うこと
- 8 学校の臨時休校に伴う社会全般の影響を把握し、無給休暇、休業、倒産などへの補償や児童及び生徒のメンタルケア、教職員及び保護者などの負担軽減など、万全の対策を講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 12 日

提出先

内閣総理大臣
衆参両院議長
文部科学大臣
厚生労働大臣
財務大臣
経済産業大臣
総務大臣
法務大臣
農林水産大臣
環境大臣
国土交通大臣
外務大臣